

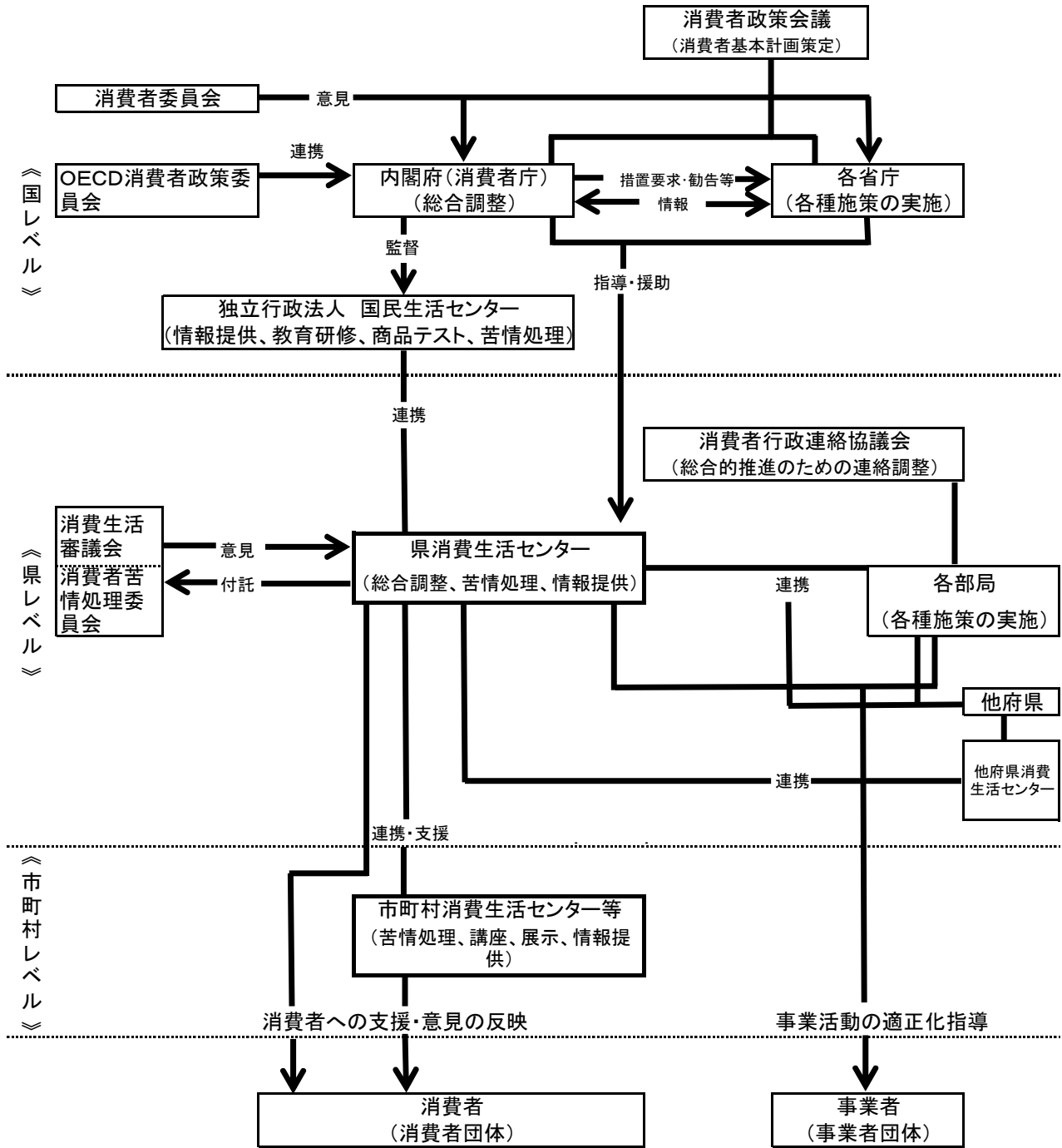


		.....	61
		.....	62
		.....	63
		.....	64
		.....	65
		.....	69
		.....	80
		.....	86
		.....	87
10		.....	88
11	25	.....	90
12		.....	94

新たな「消費者基本計画」(概要)

「消費者基本計画」確定の報告

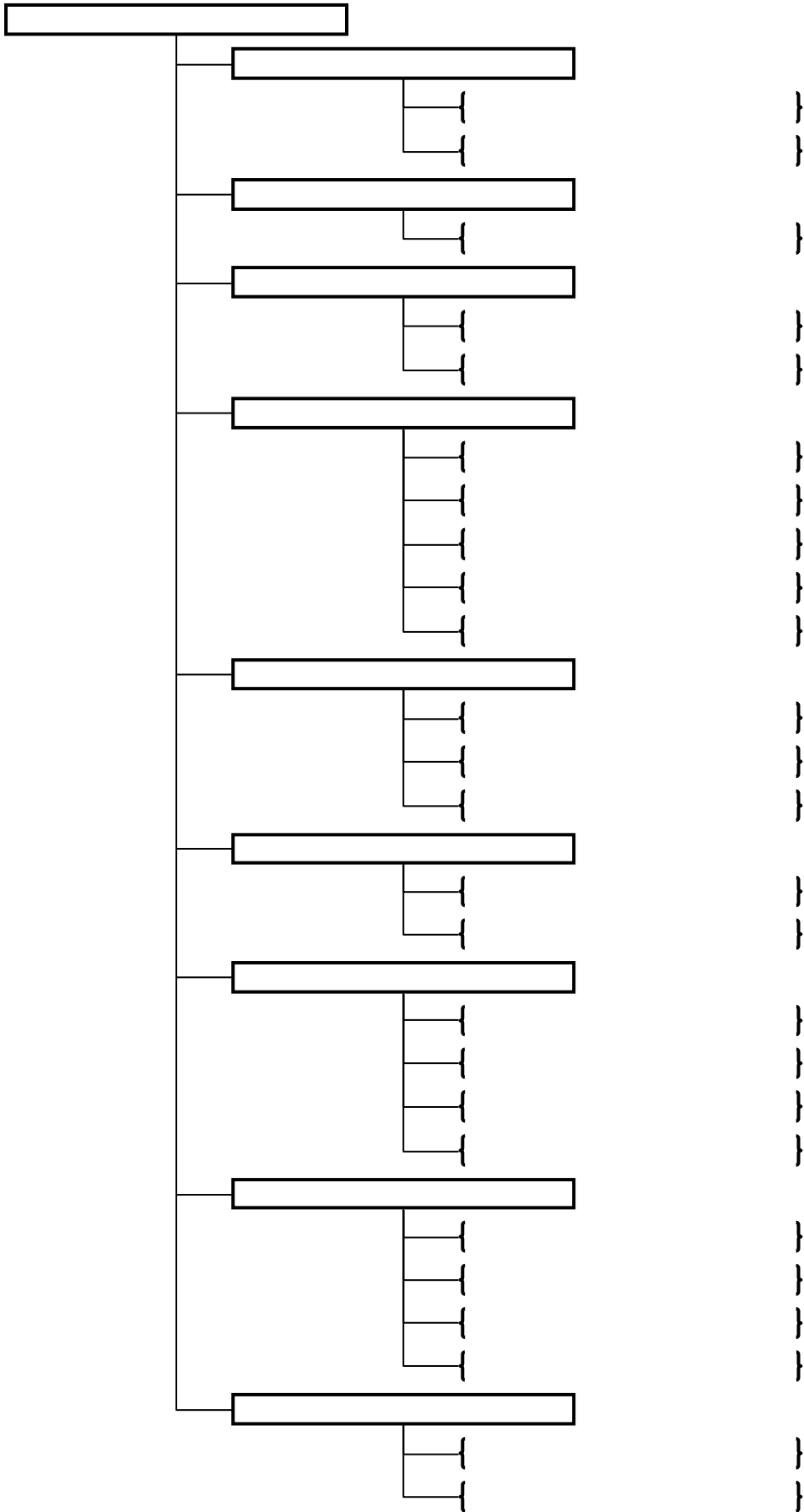
# 消費者行政主要組織図



意見の表明・意見の反映



福岡県消費者行政連絡協議会の構成



# 消費者基本法

43	30	78	
24	22	60	(地方公共団体の責務)
			第4条
10			
11	23		
24	26		
	27	29	

## 第1章 総則

(目的)

第1条

(事業者の責務等)  
第5条

(基本理念)

第2条

第6条

第7条

第8条

(国の責務)

第3条

(消費者基本計画)  
第9条

(広告その他の表示の適正化等)  
第15条

(公正自由な競争の促進等)  
第16条

(法制上の措置等)  
第10条

(啓発活動及び教育の推進)  
第17条

(年次報告)  
第10条の2

## 第2章 基本的施策

(安全の確保)  
第11条

(意見の反映及び透明性の確保)  
第18条

(消費者契約の適正化等)  
第12条

(苦情処理及び紛争解決の促進)  
第19条

(計量の適正化)  
第13条

(規格の適正化)  
第14条

(高度情報通信社会の進展への的確な対応)

第20条

(国際的な連携の確保)

第21条

(環境の保全への配慮)

第22条

(試験、検査等の施設の整備等)

第23条

### 第3章 行政機関等

(行政組織の整備及び行政運営の改善)

第24条

(国民生活センターの役割)

第25条



附 則（平成11年7月16日法律第102号） 抄

（施行期日）

第1条

11 88

10

14

23 28 30

（別に定める経過措置）

第30条

附 則（平成16年6月2日法律第70号） 抄

（施行期日）

（検討）

附 則（平成20年5月2日法律第27号） 抄

（施行期日）

第1条

附 則（平成21年6月5日法律第49号） 抄

（施行期日）

第1条

21 49

（罰則の適用に関する経過措置）

第8条

（政令への委任）

第9条

附 則（平成24年8月22日法律第60号）

# 消費者安全法

21 50  
24 77

10 11

12

14

15 22

23 31

32 33

34 37

38 45

46 49

50 55

## 第1章 総則

(目的)

第1条

(定義)

第2条

(基本理念)

第3条

(事業者等の努力)

第5条

(国及び地方公共団体の責務)

第4条

第2章 基本方針

(基本方針の策定)

第6条

43

78

10

22

226

70

(都道府県知事による提案)

第7条

(国及び国民生活センターの援助)

第9条

第2節 消費生活センターの設置等

(消費生活センターの設置)

第10条

第3章 消費生活相談等

第1節 消費生活相談等の事務の実施

(都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務  
の実施)

第8条

(消費生活センターの事務に従事する人材の確保等)

第11条

(消費者事故等に関する情報の集約及び分析等)  
第13条

第4章 消費者事故等に関する情報の集約等  
(消費者事故等の発生に関する情報の通知)  
第12条

(資料の提供要求等)  
第14条

35 38

第5章 消費者安全調査委員会による消費者事  
故等の調査等

第1節 消費者安全調査委員会

(調査委員会の設置)  
第15条

(所掌事務)  
第16条

113

48

33

(委員長)  
第21条

(職務従事の制限)  
第22条

## 第2節 事故等原因調査等

(事故等原因調査)  
第23条

(職権の行使)  
第17条

(組織)  
第18条

(委員等の任命)  
第19条

(委員の任期等)  
第20条

30

(生命身体事故等の発生に関する情報の報告)  
第26条 12

(内閣総理大臣の援助)  
第27条

(他の行政機関等による調査等の結果の評価等)  
第24条

23

23

23

(事故等原因調査等の申出)  
第28条

(調査等の委託)  
第25条

11

103

40

45

第3節 勧告及び意見の陳述

(内閣総理大臣に対する勧告)

第32条

(申出を受けた場合における通知)

第29条

(意見の陳述)

第33条

第4節 雑則

(情報の提供)

第34条

12

(原因関係者の意見の聴取)

第30条

(関係行政機関等の協力)

第35条

(報告書等)

第31条

(政令への委任)

第36条

(不利益取扱いの禁止)

第37条

23

27

28

第6章 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置

(消費者への注意喚起等)

第38条

12

29



29 12

14 123 44

44

(他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求)

第39条 12  
29

(事業者に対する勧告及び命令)

第40条

(譲渡等の禁止又は制限)

第41条

(報告、立入調査等)  
第45条

(回収等の命令)  
第42条

(消費者委員会の勧告等)  
第43条

(都道府県知事による要請)  
第44条

(内閣府令への委任)  
第48条

(経過措置)  
第49条

50 51

附 則

(施行期日)

第 8 章 罰 則

21 48

第50条

(検討)

300

41

42

第51条 40

100

第52条 25  
50

附 則 (平成24年9月5日法律第77号) 抄

第53条 45

(施行期日)

第 1 条

24 10

25

50  
第54条

30

(経過措置)

第 2 条

23

27

(検討)

第 3 条

23

27

23

27

23

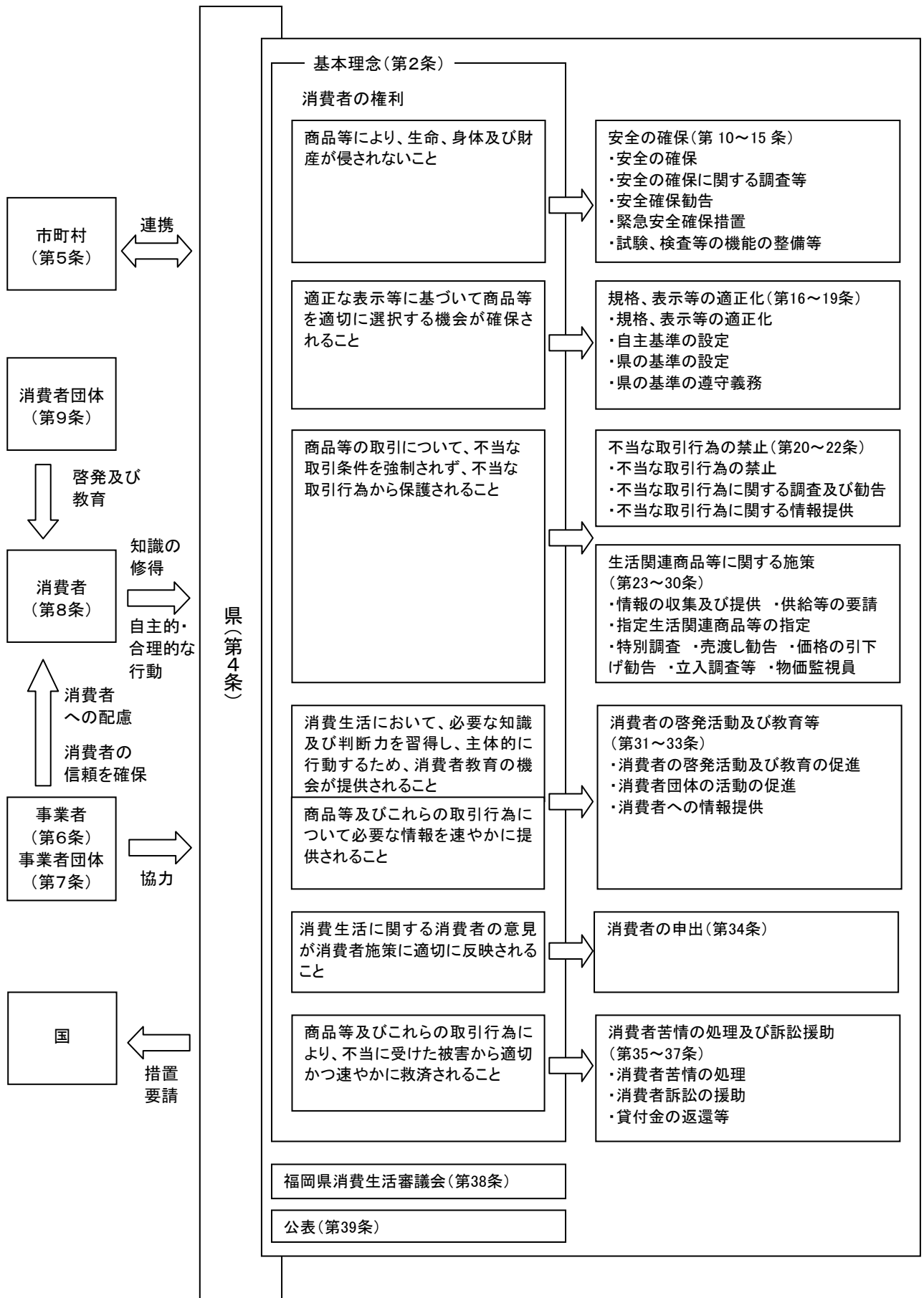
27

23

27

第55条

# 福岡県消費生活条例の体系



# 福岡県消費生活条例

52 28  
18 31 16

10 15  
16 19  
20 22  
23 30  
31 33

34  
35

37

38 (定義)

10 39 第3条

11 40 41

## 第1章 総則

(目的)

第1条

(県の責務)

第4条

(基本理念)

第2条

(市町村との連携等)

第5条

(事業者の責務)

第6条

(事業者団体の責務)

第7条

(危害防止勧告)

第12条

(消費者の役割)

第8条

(消費者団体の役割)

第9条

(緊急安全確保措置)

第13条

## 第2章 安全の確保

(安全の確保)

第10条

(試験、検査等の機能の整備等)

第14条

(安全の確保に関する調査等)

第11条

(自動販売機等の管理)

第15条

## 第3章 規格、表示等の適正化

(規格、表示等の適正化)

第16条

#### 第4章 不当な取引行為の禁止

(不当な取引行為の禁止)

第20条

(自主基準の設定)

第17条

(県の基準の設定)

第18条

(県の基準の遵守義務)

第19条

(指定生活関連商品等の指定)  
第25条

(不当な取引行為に関する調査及び勧告)  
第21条

(特別調査)  
第26条

(不当な取引行為に関する情報提供)  
第22条

(売渡し勧告)  
第27条

(価格の引下げ勧告)  
第28条

(立入調査等)  
第29条

第5章 生活関連商品等に関する施策  
(情報の収集及び提供)  
第23条

(物価監視員)  
第30条 23 26

(供給等の要請)  
第24条

第6章 消費者の啓発活動及び教育等  
(消費者の啓発活動及び教育の促進)  
第31条



(消費者訴訟の援助)  
第36条

26 222

(消費者団体の活動の促進)  
第32条

(消費者への情報提供)  
第33条

## 第7章 消費者の申出

(消費者の申出)  
第34条

(貸付金の返還等)  
第37条

## 第9章 福岡県消費生活審議会

(福岡県消費生活審議会)  
第38条

20

## 第8章 消費者苦情の処理及び訴訟援助

(消費者苦情の処理)  
第35条

## 第10章 公表

(公表)  
第39条

11

12 15 19  
21 27 28

21 35

29

## 第11章 雑則

(国等への要請)

第40条

(委任)

第41条

附 則

(施行期日)

52

(福岡県消費生活安定緊急対策に関する条例の廃止)

49

21

附 則 (平成4年条例第6号)

(施行期日)

(経過措置)

附 則 (平成18年条例第16号)

18

31 35 20

19 16

# 福岡県消費者行政活性化基金条例

21 30 10  
25 15

(設置)

第1条

22 67 241

(積立て)

第2条

(管理)

第3条

(運用益金の処理)

第4条

(処分)

第5条

(委任)

第6条

附 則

(施行期日)

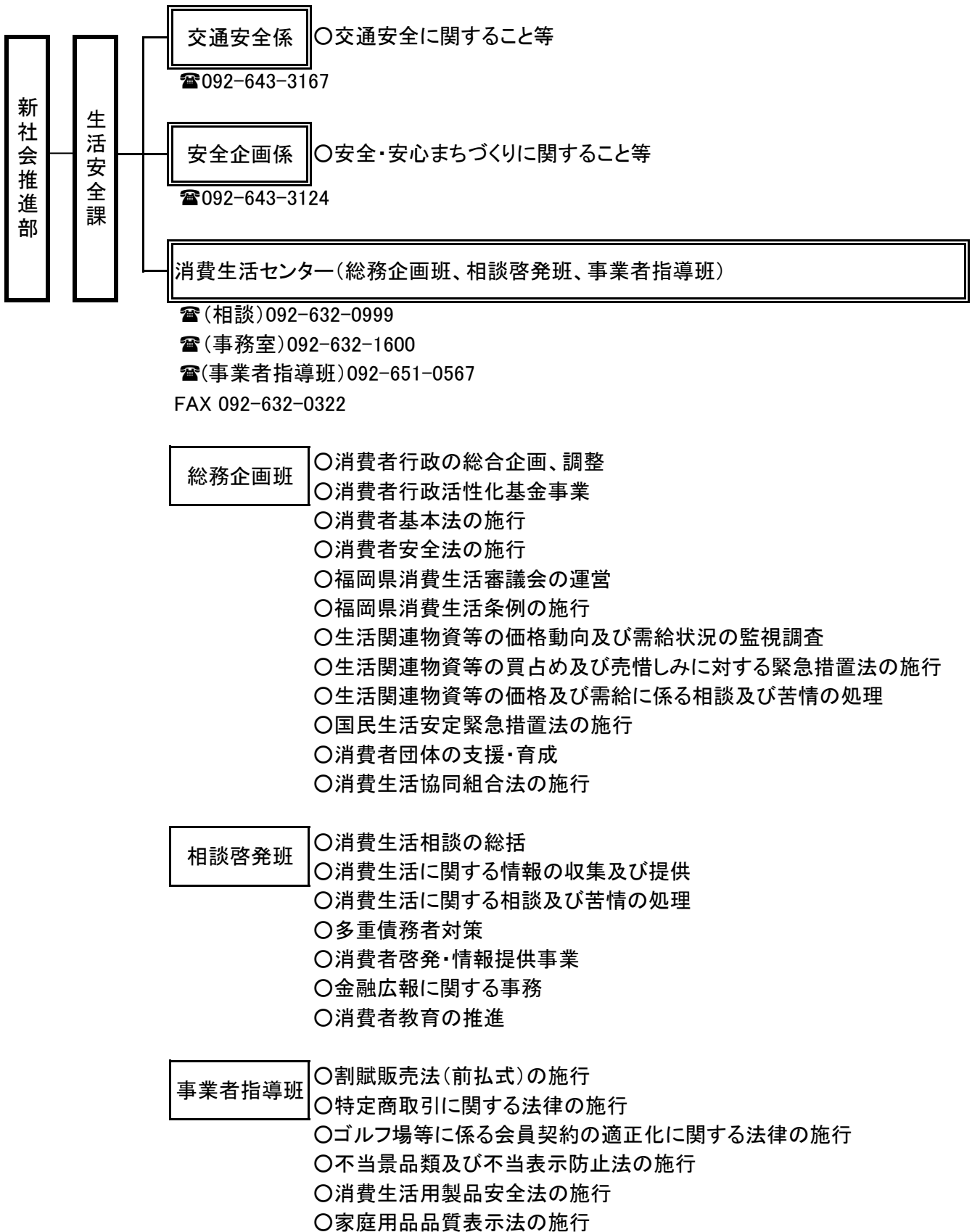
(この条例の失効)

26 12 31

附 則 (平成23年条例第1号)

附 則 (平成25年条例第4号)

## 福岡県消費生活センターの機構と業務



## 福岡県の消費者行政のあゆみ

- 昭和 41 年 2 月 消費者保護行政を推進するため、商工水産部商工第一課に消費者保護係を設置
- 昭和 43 年 9 月 商工水産部に消費生活課を設置
- 昭和 43 年 12 月 県商品テスト室設置（県婦人会館 3 階－福岡市博多区博多駅前 4 丁目）
- 昭和 44 年 1 月 消費者行政の庁内連絡調整のため、福岡県消費者行政連絡協議会を設置（福岡県行政組織規則第 64 条に規定する部内協議機関で、会長副知事、関係 21 課長をもって構成）
- 昭和 44 年 消費者情報提供テレビ放送開始
- 昭和 44 年 9 月 「消費者ニュース」創刊
- 昭和 45 年 3 月 福岡県消費生活センター開設（県婦人会館 3 階、県商品テスト室を吸収）
- 昭和 45 年 3 月 （財）福岡県消費者協会設立
- 昭和 45 年 5 月 県下に 400 人の消費生活相談員（平成 4 年 4 月よりくらしのアドバイザーと改称）設置
- 昭和 46 年 12 月 移動消費生活センター事業を開始
- 昭和 48 年 12 月 福岡県物価緊急対策本部設置
- 昭和 49 年 1 月 商工水産部に消費生活局を設置、消費生活課・生活物資課の 2 課制とする。
- 昭和 49 年 1 月 消費生活協同組合の事務が社会課より消費生活課へ移管される。
- 昭和 49 年 11 月 「くらしと物価」創刊
- 昭和 50 年 1 月 福岡ものを大切にする県民運動推進会議発足
- 昭和 50 年 4 月 久留米市、飯塚市に消費生活センター開設（2ヶ所とも市立、県より広域事業委託）
- 昭和 50 年 6 月 消費生活センター、出先機関として独立
- 昭和 51 年 6 月 生活物資課調査係が消費生活課へ移管、指導係を調査指導係とする。
- 昭和 52 年 4 月 「福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」施行
- 昭和 53 年 5 月 「消費者の日」設定される。
- 昭和 54 年 6 月 福岡県石油対策本部設置
- 昭和 55 年 5 月 福岡県合成洗剤対策推進要綱制定
- 昭和 60 年 4 月 消費生活課と生活物資課を統合し、一局一課制となる。
- 昭和 61 年 4 月 商工部消費生活局廃止、企画振興部県民生活局が設置され、消費生活課が移管される。
- 昭和 61 年 6 月 消費生活センターに全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）を導入
- 昭和 63 年 5 月 「消費者月間」が設定される。
- 昭和 63 年 12 月 「不当な取引方法の禁止」に係る事業者名等の公表制度施行
- 平成 3 年 9 月 「福岡県消費者教育推進連絡会議」を設置

- 平成4年9月 「福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例」施行
- 平成5年4月 福岡県消費生活センターを県吉塚合同庁舎内に移転（福岡市博多区吉塚本町13-50）
- 平成5年4月 「消費者ニュース」と「くらしと物価」を統合して「暮しっく福岡」に改名
- 平成10年3月 福岡県石油対策本部廃止
- 平成10年4月 省資源・省エネルギー関連事業を環境生活部リサイクル推進室に移管
- 平成10年4月 消費生活課と生活文化課を統合し、環境生活部県民生活局生活文化課となる。
- 平成12年4月 県民生活局と労働部との統合に伴い、生活労働部生活文化課となる。
- 平成14年4月 消費者係とくらし情報係を統合し、消費者係となる。
- 平成14年4月 福岡県消費生活情報ネットワーク（新PIO-NET）発足
- 平成17年4月 PIO-NETに係る「消費生活相談カード直接入力システム」を導入
- 平成18年3月 「福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」を改正し「福岡県消費生活条例」として公布。平成18年7月施行
- 平成18年4月 「消費者係」が組織変更により「消費者班」となる。
- 平成18年6月 日曜電話相談開始
- 平成20年4月 機構改革により生活文化課消費者班と消費生活センターが統合され、新社会推進部生活安全課の内部組織として消費生活センターが発足する。
- 平成21年3月 「福岡県消費者行政活性化基金条例」施行
- 平成21年4月 悪質事業者に対し迅速かつ強力で指導する「事業者指導班」の設置
- 平成21年9月 福岡県消費生活センターについて消費者安全法第10条第3項の規定による公示を行う。
- 平成21年11月 福岡県消費者行政連絡協議会の改組拡充（訓令第21号）
- 平成25年3月 （財）福岡県消費者協会の解散
- 平成25年3月 久留米市及び飯塚市における福岡県消費生活センターのサブセンター業務の終了

平成25年度市町村消費者行政担当部署

番号	市町村名	担当課・係	郵便番号	所在場所	電話番号 (内線)
				電子メールアドレス	FAX番号
1	北九州市	市民文化スポーツ局 安全・安心推進部 消費生活センター	804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとぼた7階	093-871-0428
				shi-shouhi@city.kitakyushu.lg.jp	093-871-7720
2	福岡市	市民局 生活安全部 消費生活センター	810-0073	福岡市中央区舞鶴2丁目5-1 あいれふ7階	092-712-2929
				shohiseikatsu.CAB@city.fukuoka.lg.jp	092-712-2765
3	大牟田市	市民部 市民生活課 広聴相談担当	836-8666	大牟田市有明町2丁目3番地	0944-41-2601
				shiminseikatu01@city.omuta.lg.jp	0944-41-2621
4	久留米市	協働推進部 消費生活センター	830-0037	久留米市諏訪野町1830-6 えーるピア久留米2階	0942-30-7705
				shouhi@city.kurume.fukuoka.jp	0942-30-7715
5	直方市	産業建設部 商工観光課 商業観光係	822-8501	直方市殿町7番1号	0949-25-2156
				n-shoko@city.nogata.fukuoka.jp	0949-25-2158
6	飯塚市	市民環境部 まちづくり推進課 まちづくり推進係	820-8501	飯塚市新立岩5番5号	0948-22-5500 (内線1128)
				machizukuri@city.iizuka.lg.jp	0948-21-2066
7	田川市	市民生活部 市民課 市民相談係	825-8501	田川市中央町1番1号	0947-44-2000 (内線130)
				syouhisya@lg.city.tagawa.fukuoka.jp	0947-47-1324
8	柳川市	産業経済部 商工振興課 商工係	839-0293	柳川市大和町鷹ノ尾120 大和庁舎1階	0944-77-8763
				syoushin@city.yanagawa.lg.jp	0944-76-1170
9	八女市	建設経済部 商工振興課 商工振興係	834-8585	八女市本町647番地 八女市役所南庁舎2階	0943-23-1596
				syokoshinko@city.yame.lg.jp	0943-22-2186
10	筑後市	建設経済部 商工観光課 商工観光係	833-8601	筑後市大字山ノ井898番地	0942-65-7024
				shiimado-y604@city.chikugo.lg.jp	0942-53-1589
11	大川市	インテリア課 商業観光係	831-0043	大川市大字酒見256番地1	0944-85-5584
				okwinterior@city.okawa.lg.jp	0944-88-1776
12	行橋市	産業振興部 商工水産課 商工観光係	824-8601	行橋市中央一丁目1番1号	0930-25-9733
				andou-s@city.yukuhashi.lg.jp	0930-25-7817
13	豊前市	まちづくり課 商工振興係	828-8501	豊前市大字吉木955番地	0979-82-1111 (内線1263)
				syokou@city.buzen.lg.jp	0979-83-2560
14	中間市	建設産業部 産業振興課 商工企業誘致係	809-8501	中間市中間一丁目1番1号	093-246-6235
				sangyoushinkouka@city.nakama.lg.jp	093-244-1342
15	小郡市	環境経済部 商工・企業立地課 商工観光係	838-0141	小郡市小郡255-1	0942-72-2111 (内線142)
				shoko@city.ogori.lg.jp	0942-72-5050

番号	市町村名	担当課・係	郵便番号	所在場所	電話番号 (内線)
				電子メールアドレス	FAX番号
16	筑紫野市	総務部 安全安心課 雇用・消費者担当	818-8686	筑紫野市二日市西1丁目1番1号	092-923-1111 (内線390, 391)
				koyou-shouhi@city.chikushino.fukuoka.jp	092-923-1164
17	春日市	地域生活部 人権政策課 男女共同参画・消費 生活担当	816-0806	春日市光町1丁目73番地	092-584-1201
				jyonasan@city.kasuga.fukuoka.jp	092-584-1181
18	大野城市	環境生活部 産業振興課 商工観光・労働担当	816-8510	大野城市曙町2丁目2番1号	092-580-1895
				sangyo@city.onojo.fukuoka.jp	092-572-8432
19	宗像市	産業振興部 消費生活センター	811-4183	宗像市土穴3丁目1番45号	0940-33-5454
				munakata-shousen@fukuoka.email.ne.jp	0940-33-5469
20	太宰府市	総務部 商工農政課 商工・農政係	818-0198	太宰府市観世音寺一丁目1番1号	092-921-2121 (内線438)
				syokounou@city.dazaifu.lg.jp	092-921-1601
21	古賀市	建設産業部 商工政策課 商工観光係	811-3192	古賀市駅東1-1-1	092-942-1176
				shoukou@city.koga.fukuoka.jp	092-942-3758
22	福津市	市民部 生活安全課 市民相談係	811-3293	福津市中央1-1-1	0940-43-8106
				anzen@city.fukutsu.lg.jp	0940-43-3168
23	うきは市	農林・商工観光課 農商工観光連携係	839-1393	うきは市吉井町新治316番地	0943-75-4975
				kankou@city.ukiha.lg.jp	0943-75-3114
24	宮若市	産業建設部 産業振興課 商工観光グループ	823-0011	宮若市宮田29番地1	0949-32-0519
				syokou@city.miyawaka.lg.jp	0949-32-9430
25	嘉麻市	産業建設部 産業振興課 商工観光係	820-0392	嘉麻市大隈町733番地	0948-57-3154
				shoko@city.kama.lg.jp	0948-57-4020
26	朝倉市	農林商工部 商工観光課 商工労働係	838-1398	朝倉市宮野2046番地1	0946-52-1428
				syokou@city.asakura.lg.jp	0946-52-1510
27	みやま市	環境経済部 商工観光課 商工観光係	835-8601	みやま市瀬高町小川5番地	0944-64-1523
				shoukou@city.miyama.lg.jp	0944-64-1524
28	糸島市	経済振興部 商工振興課 商工労働係	819-1192	糸島市前原西一丁目1番1号	092-332-2080
				shokoshinko@city.itoshima.lg.jp	092-324-2531
29	那珂川町	地域整備部 産業課 商工担当	811-1292	筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号	092-953-2211 (内線455)
				sangyo@town.nakagawa.fukuoka.jp	092-953-3049
30	宇美町	産業振興課 地域振興係	811-2192	糟屋郡宇美町宇美五丁目1番1号 南別館内	092-934-2223
				sangyou@town.umi.lg.jp	092-933-7512



番号	市町村名	担当課・係	郵便番号	所在場所	電話番号 (内線)
				電子メールアドレス	FAX番号
31	篠栗町	産業観光課 商工観光係	811-2492	糟屋郡篠栗町大字篠栗4855番地5	092-947-1111 (内線321)
				shoukou@town.sasaguri.lg.jp	092-947-7977
32	志免町	地域交流課 商工振興係	811-2244	糟屋郡志免町志免中央一丁目3番2号	092-935-1001 (内線752,753)
				syoukou@town.shime.lg.jp	092-935-3417
33	須恵町	地域振興課	811-2193	糟屋郡須恵町大字須恵771番地	092-932-1438
				m-iwasaki@town.sue.fukuoka.jp	092-931-1827
34	新宮町	産業振興課	811-0192	糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号	092-962-0238
				sangyo@town.shingu.fukuoka.jp	092-962-2078
35	久山町	経営企画課	811-2592	糟屋郡久山町大字久原3632番地	092-976-1111 (内線252)
				keiei@town.hisayama.fukuoka.jp	092-976-2463
36	粕屋町	都市政策部 地域振興課 地域振興係	811-2392	糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号	092-938-0194
				chiiki@town.kasuya.fukuoka.jp	092-938-3150
37	芦屋町	地域づくり課 地域振興係	807-0198	遠賀郡芦屋町幸町2番20号	093-223-3543
				tiiki@town.ashiya.lg.jp	093-223-3927
38	水巻町	産業環境課 産業振興係	807-8501	遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号	093-201-4321 (内線265,266)
				syoukou@town.mizumaki.lg.jp	093-201-4423
39	岡垣町	地域づくり課 安全安心係	811-4233	遠賀郡岡垣町野間1丁目1番1号	093-282-1211 (内線285)
				chiiki@town.okagaki.fukuoka.jp	093-282-1310
40	遠賀町	まちづくり課 産業振興係	811-4392	遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地	093-293-7783
				ekimae@town.onga.lg.jp	093-293-0806
41	小竹町	産業課 商工係	820-1192	鞍手郡小竹町大字勝野3349番地	09496-2-1167
				sangyou@town.kotake.lg.jp	09496-2-1140
42	鞍手町	企画財政課 地域振興班	807-1392	鞍手郡鞍手町大字中山3705番地	0949-42-2111 (内線344)
				chiiki@town.kurate.lg.jp	0949-42-5693
43	桂川町	産業振興課 商工統計係	820-0696	嘉穂郡桂川町大字土居424-1	0948-65-1106
				shokotokei@town.keisen.lg.jp	0948-65-3424
44	筑前町	農林商工課 特産振興係	838-0298	朝倉郡筑前町篠隈373番地	0946-42-6614
				nourin@town.chikuzen.fukuoka.jp	0946-42-2011
45	東峰村	企画振興課 商工係	838-1692	朝倉郡東峰村大字小石原941-9	0946-74-2311
				kikaku@vill.toho.fukuoka.jp	0946-74-2722

番号	市町村名	担当課・係	郵便番号	所在場所	電話番号 (内線)
				電子メールアドレス	FAX番号
46	大刀洗町	産業課 農政商工係	830-1298	三井郡大刀洗町大字富多819	0942-77-6201
				sangyo@town.tachiarai.fukuoka.jp	0942-77-3063
47	大木町	産業振興課 産業振興係	830-0416	三潞郡大木町大字八町牟田255-1	0944-32-1063
				sangyo@town.ooki.lg.jp	0944-32-1054
48	広川町	商工観光課 商工観光係	834-0115	八女郡広川町大字新代1804-1	0943-32-1142
				syoukoukanko@town.hirokawa.lg.jp	0943-32-5164
49	香春町	産業振興課 商工観光係	822-1492	田川郡香春町大字高野994番地	0947-32-8406
				sangyo-shinko@town.kawara.lg.jp	0947-32-2715
50	添田町	地域産業推進課 商工観光係	824-0602	田川郡添田町大字添田2151	0947-82-1236
				kankou@town.soeda.fukuoka.jp	0947-82-2869
51	糸田町	産業経済課	822-1392	田川郡糸田町1975番地1	0947-26-4025
				sankei@town.itoda.lg.jp	0947-26-1651
52	川崎町	農商観光課 商工観光係	827-8501	田川郡川崎町大字田原789-2	0947-72-3000 (内線225, 226)
				nousyo@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp	0947-72-6453
53	大任町	産業経済課	824-0512	田川郡大任町大字大行事3067番地	0947-63-3001 (内線251)
				sankei2@town.oto.fukuoka.jp	0947-63-3813
54	赤村	産業建設課 産業振興係	824-0432	田川郡赤村大字内田1188番地	0947-62-3000 (内線311)
				aka-s.sansin@mb.fcom.ne.jp	0947-62-3007
55	福智町	まちづくり総合政策課 地域振興係	822-1292	田川郡福智町金田937-2	0947-22-7766
				fg0500@town.fukuchi.lg.jp	0947-22-9091
56	苅田町	産業建設部 交通商工課 商工・企業立地係	800-0392	京都郡苅田町富久町1丁目19番地1	093-434-1114
				koutu-syoukou@town.kanda.lg.jp	093-435-2101
57	みやこ町	産業課 商工観光係	824-0892	京都郡みやこ町勝山上田960番地	0930-32-2512
				nousei@town.miyako.lg.jp	0930-32-4563
58	吉富町	産業建設課 経済振興係	871-8585	築上郡吉富町大字広津226番地1	0979-24-4073
				sanken@town.yoshitomi.lg.jp	0979-24-3219
59	上毛町	企画情報課 企画情報係	871-0992	築上郡上毛町大字垂水1321番地1	0979-72-3111
				kijyo@town.koge.lg.jp	0979-72-4664
60	築上町	商工課 商工観光係	829-0192	築上郡築上町大字築城1096番地	0930-52-0001 (内線183)
				syoukou@town.chikujo.lg.jp	0930-52-0023

## 県内の消費生活センター・相談窓口

(消費生活相談に関する専門資格又は専門知識を持つ相談員を配置している施設)

名称	所在場所	電話・FAX番号	相談日	受付時間
1 福岡県消費生活センター	福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎 1階	TEL (092) (代)632-1600 (相談)632-0999 FAX 092-632-0322	・電話・来所相談 月～金 ・電話相談のみ 日	(月～金) 9:00～16:30 (日) 10:00～16:00
2 北九州市立消費生活センター	北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた 7階	TEL (093) (代)871-0428 (相談)861-0999 FAX 093-871-7720	月～土	8:30～16:45 (第3土は 8:30～13:00)
3 門司相談窓口	北九州市門司区清滝1-1-1 門司区役所東棟 1階	TEL 093-331-8383 FAX 093-331-8333	月～金	8:30～16:45
4 小倉北相談窓口	北九州市小倉北区大手町1-1 小倉北区役所内	TEL 093-582-4500 FAX 093-582-4411	月～金	8:30～16:45
5 小倉南相談窓口	北九州市小倉南区若園5-1-2 小倉南区役所内	TEL 093-951-3610 FAX 093-951-3615	月～金	8:30～16:45
6 若松相談窓口	北九州市若松区浜町1-1-1 若松区役所内	TEL 093-761-5511 FAX 093-761-5525	月～金	8:30～16:45
7 八幡東相談窓口	北九州市八幡東区中央1-1-1 八幡東区役所内	TEL 093-671-3370 FAX 093-671-3371	月～金	8:30～16:45
8 八幡西相談窓口	北九州市八幡西区黒崎3-15 -3 コムシティ 4階	TEL 093-641-9782 FAX 093-641-9763	月～金	8:30～16:45
9 福岡市消費生活センター	福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ 7階	TEL (092) (代)712-2929 (相談)781-0999 FAX 092-712-2765	・電話・来所相談 月～金 ・電話相談のみ 第2, 4土曜	(月～金) 9:00～17:00 (第2, 4土) 10:00～16:00
10 大牟田市消費生活相談窓口	大牟田市有明町2-3	TEL 0944-41-2623 FAX 0944-41-2621	月～金	10:00～16:00
11 久留米市消費生活センター※1 (久留米、うきは、大刀洗、大木、広川)	久留米市諏訪野町1830-6 えーるピア久留米 2階	TEL 0942-30-7700 FAX 0942-30-7715	月～金 第2日曜	8:30～17:00
12 直鞍広域消費生活センター※2 (直方、宮若、小竹、鞍手)	直方市殿町7-1 直方市役所 5階	TEL 0949-25-2162 FAX 0949-25-2158	月～金	8:30～17:00
13 飯塚市消費生活センター※3 (飯塚、嘉麻、桂川)	飯塚市新飯塚20-30 立岩公民館 3階	TEL 0948-22-0857 FAX 0948-22-0897	月～金	8:30～17:00
14 柳川・みやま消費生活センター※4	柳川市大和町鷹ノ尾120 柳川市役所大和庁舎 1階	TEL 0944-76-1004 FAX 0944-76-1022	月～金	9:00～12:15 13:00～16:30
15 八女市消費生活相談窓口	八女市本町647 八女市役所南庁舎 2階	TEL 0943-23-1183 FAX 0943-22-2186	月～金	8:30～16:30
16 筑後市消費生活相談窓口	筑後市大字山ノ井898	TEL 0942-65-7021 FAX 0942-53-1589	月・火・木・金	8:30～17:15
17 大川市消費生活相談窓口	大川市大字小保614-6	TEL 0944-86-5105 FAX 0944-86-5105	火・金	9:00～16:30
18 行橋市広域消費生活センター※5 (行橋、みやこ、築上)	行橋市西宮市2-1-39	TEL 0930-23-0999 FAX 0930-23-4422	月～金	9:00～12:15 13:00～15:30
19 豊前市消費生活相談窓口	豊前市大字吉木955 豊前市役所内	TEL 0979-82-1111 (内線)1263 FAX 0979-83-2560	火・木	10:00～12:15 13:00～15:00
20 中間市消費生活センター	中間市中間1-1-1	TEL 093-246-5110 FAX 093-244-1342	月～金	9:00～16:00

	名称	所在場所	電話・FAX番号	相談日	受付時間
21	小郡市消費生活相談室	小郡市小郡283-13	TEL 0942-72-2111 (内線)144 FAX 0942-72-5050	月・火・木・金	9:00～12:00 13:00～16:00
22	筑紫野市消費生活センター	筑紫野市二日市西1-1-1	TEL 092-923-1111 (内線)358 FAX 092-923-1164	月～金	9:00～11:45 13:00～16:30
23	春日市男女共同参画・消費生活センター(じよなさん)	春日市光町1丁目73	TEL 092-584-1155 FAX 092-584-1155	月～金	10:00～12:15 13:00～16:00
24	大野城市消費生活センター	大野城市曙町2-2-1 大野城市役所新館 4階	TEL 092-580-1968 FAX 092-502-7045	月～金	9:30～12:00 13:00～16:30
25	宗像市消費生活センター	宗像市土穴3-1-45	TEL 0940-33-5454 FAX 0940-33-5469	*電話・来所相談 月～金 *電話相談のみ 第2, 4土曜	8:30～17:00
26	太宰府市消費生活相談窓口	太宰府市観世音寺1-1-1	TEL 092-921-2121 (内線)348 FAX 092-921-1601	月・水・金	9:30～12:00 13:00～16:00
27	古賀市消費生活センター	古賀市新原1051-6 古賀市隣保館「ひだまり館」内	TEL 092-410-4084 FAX 092-410-4084	月・水・金・土	10:00～12:15 13:00～15:30
28	福津市消費生活相談窓口	福津市中央1-1-1	TEL 0940-43-8106 FAX 0940-43-3168	月・水・金	9:00～16:00
29	朝倉市消費生活センター	朝倉市宮野2046-1	TEL 0946-52-1128 FAX 0946-52-1193	月～金	10:00～16:00
30	糸島市消費生活センター	糸島市前原西1-1-1 糸島市役所第二庁舎 1階	TEL 092-332-2098 FAX 092-324-2531	月～金	9:00～17:00
31	那珂川町消費生活相談窓口	那珂川町西隈1-1-1 那珂川町役場第2別館 2階	TEL 092-953-0733 FAX —	月・水・金	9:30～12:00 13:00～16:00
32	宇美町消費生活相談窓口 <sup>※6</sup> (宇美・志免)	宇美町宇美5-1-1 宇美町役場 1階	TEL 092-934-2258 FAX 092-933-7512	月・木	10:00～12:15 13:00～15:30
33	志免町消費生活相談窓口 <sup>※6</sup> (志免・宇美)	志免町志免中央1-3-2 志免町生涯学習1号館 2階	TEL 092-936-1594 FAX 092-936-1594	火・金	10:00～12:15 13:00～15:30
34	新宮町消費生活相談室	新宮町緑ヶ浜1-1-1 新宮町役場 2階	TEL 092-410-2182 FAX 092-962-2078	火・金	10:00～13:00 14:00～16:00
35	水巻町消費生活相談窓口	水巻町頃末北1-1-1 水巻町役場 2階	TEL 093-201-4321 FAX 093-201-4423	月・水・金	9:00～12:00 13:00～16:30
36	遠賀町消費生活相談窓口	遠賀町遠賀川1-6-5 駅前サービスセンター内	TEL 093-293-7783 FAX 093-293-8234	月～金	9:00～16:30
37	筑前町消費生活センター	筑前町篠隈373 コスモスプラザ 1階	TEL 0946-42-6619 FAX 0946-42-3124	火～金	9:00～12:00 13:00～16:00
38	田川郡消費者センター <sup>※7</sup> (福智、 香春、添田、糸田、川崎、大任、赤)	福智町赤池970-1 福智町コスモス保健センター内	TEL 0947-28-9300 FAX 0947-28-9302	火・木	9:00～12:00 13:00～16:00
39	苅田町消費生活相談窓口	苅田町富久町1-19-1	TEL 093-434-3352 FAX 093-435-2101	月・水・金	9:00～17:00

※1 久留米市消費生活センターは、久留米市、うきは市、大刀洗町、大木町及び広川市の住民からの相談に対応している。

※2 直鞍広域消費生活センターは、直方市、宮若市、小竹町及び鞍手町の住民からの相談に対応している。

※3 飯塚市消費生活センターは、飯塚市、嘉麻市及び桂川町の住民からの相談に対応している。

※4 柳川・みやま消費生活センターは、柳川市及びみやま市の住民からの相談に対応している。

※5 行橋市広域消費生活センターは、行橋市、みやこ町及び築上町の住民からの相談に対応している。

※6 宇美町と志免町の各窓口は、両町間の協定により、それぞれ他方の町の住民からの相談にも対応している。

※7 田川郡消費者センターは、福智町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町及び赤村の住民からの相談に対応している。

# 福岡県新社会推進部生活安全課（消費生活センター）

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 吉塚合同庁舎内

電話番号（相談専用）

**092-632-0999**

○受付時間 月～金 9:00～16:30  
日曜日 10:00～16:00  
(日曜日は電話相談のみ受付)

(事務室) 092-632-1600

(FAX) 092-632-0322

福岡県消費生活センター ホームページは

福岡県消費生活センター

検索

<http://www.shouhiseikatsu.pref.fukuoka.lg.jp>

